

京都市立芸術大学附属図書館長選考規程

(昭和44年3月15日決定)

第1条 京都市立芸術大学附属図書館長(以下「館長」という。)の選考は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第4条の規定に基づき、この規程の定めるところによる。

第2条 館長の選考を行う場合は、次のとおりとする。

- (1) 館長の任期が満了するとき。
- (2) 館長が辞任を申し出て、学長がこれを承認したとき。
- (3) 館長が欠員となったとき。

2 前項第1号に該当する場合は、任期満了の15日前までに、第2号及び第3号に該当する場合は、すみやかに選考する。

第3条 館長選考の必要が生じたとき、学長は各学部の教授会に本学専任教授の中から、館長候補者1名を推薦させる。

第4条 学長は、前条により推薦された候補者につき、評議会の議を経て1名を選考する。

第5条 館長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

附 則

この規程は、昭和44年4月1日から施行する。